

別表第1(第2条、第3条関係)

1 建築物

区分	特定施設	特別特定施設
医療施設	病院、診療所	すべての施設
薬局	薬局	用途面積が100平方メートル以上の施設
興行施設	劇場、映画館、観覧場及び演芸場、その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設
集会場	公民館、冠婚葬祭施設、研修施設	すべての施設
展示施設	展示場、資料館、その他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗、給油取扱所	用途面積が300平方メートル以上の施設
卸売市場	卸売市場	
宿泊施設	旅館業(下宿営業を除く。)の施設	1棟あたりの用途面積が500平方メートル以上の施設
社会福祉施設等	老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設及び知的障害者援護施設、児童福祉施設、隣保館、その他これらに類する施設	すべての施設
体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、ゴルフ場、スケート場及びスポーツの練習場、その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設
遊興施設	ぱちんこ屋、カラオケボックス、その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上の施設
文化施設	図書館、博物館、その他これらに類する施設	すべての施設
公衆浴場	公衆浴場	すべての施設
飲食店	食堂、レストラン、喫茶店等飲食業を営む店舗	用途面積が300平方メートル以上の施設
理容所及び美容所	理容所、美容所	用途面積が50平方メートル以上の施設
金融機関等の施設	農林中央金庫の事務所、商工組合中央金庫の事務所、農業協同組合又は農業協同組合連合会の事務所、金融商品取引所の本店、支店その他の営業所、水産業協同組合の事務所、信用協同組合の事務所、信用金庫の事務所、労働金庫の事務所、銀行の本店、支店その他の営業所	すべての施設
通信施設	郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の事務所若しくは営業所	すべての施設
公共交通機関の施設	鉄道の旅客駅、港湾旅客施設、バスターミナル	すべての施設
サービス業を営む店舗等	質屋の営業所、クリーニング所(洗濯物の処理のみを行うものを除く。)、貸衣装屋、旅行代理店、飼育動物診療施設、学習塾、華道教室、囲碁教室等、その他これらに類する店舗	用途面積が100平方メートル以上の施設

公衆便所	公衆便所	すべての施設
駐車場	一般の用に供する自動車駐車施設	駐車の用に供する部分が500平方メートル以上の施設
官公庁の施設	国、地方公共団体又は第13条で規定する者が事務を処理するために使用する庁舎その他の施設	すべての施設
事務所	事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
火葬場	火葬場	すべての施設
学校等	学校、専修学校、各種学校自動車教習所、公共職業能力開発施設、その他これらに類する施設	すべての施設
共同住宅	共同住宅、寄宿舎等	戸数又は室数が30以上の施設
工場等	工場、研究所、その他これに類する施設	用途面積が3,000平方メートル以上の施設
観光施設	観光案内所、その他の観光施設	すべての施設
公共用歩廊	公共用歩廊	すべての施設
上記に掲げる施設が複合的に存在する施設(共用部分に直接地上に通ずる主要な出入口を含むものに限る。)		用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上の施設

## 2 建築物以外の施設

区分	特定施設	特別特定施設
道路	道路法第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供するものを除く。)で歩道を設置するもの	すべての施設
公園等	(1) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (2) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園 (3) その他これらに類する公園又は緑地	高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく特定公園施設
建築物以外の路外駐車場	路外駐車場のうち建築物、公園でないもの	駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の施設

### 備考

- 1 建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物のうち、同法第3条第1項各号に規定する建築物及び文化財保護法第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物以外の建築物をいう。
- 2 用途面積とは、特定施設の用途に供する部分の床面積(増築等の場合にあつては、別表第2に定める整備基準に係る増築等に係る部分の床面積)の合計をいう。
- 3 増築等とは、増築、改築、建築基準法第2条第14号の大規模の修繕及び同条第15号の大規模の模様替えをいう。